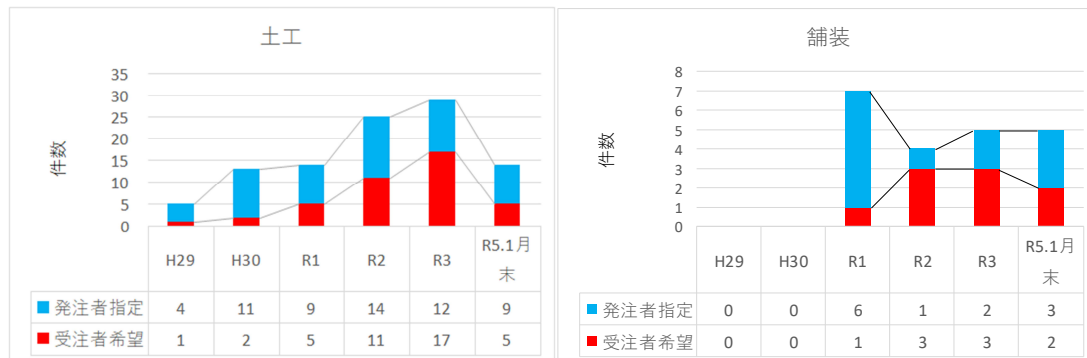


令和5年度土木工事等における各モデル工事等の 発注・取組方針について

1 ICT活用モデル工事・簡易型ICT活用モデル工事

(1) 現状

- 本モデル工事の実施状況は以下のとおりである。



※ 1工事で土工と舗装工を実施した案件があるため、一部数値が重複している。

(2) 令和5年度の発注方針

① 建設部所管事業

- 取組を更に推進するため、令和4年度に定めた土工及び舗装工の発注基準を見直すほかICT構造物工（橋脚・橋台）を対象とした発注基準を定める。
- ICT土工については以下のとおり、一般土木A級に発注する土工量3,000m³以上の場合は、原則、発注者指定型を適用するものとする。

また、ICT舗装工については以下のとおり舗装A級に発注する舗装（路盤）面積3,000m²以上の場合は、原則、発注者指定型で発注することとする。

さらに、ICT構造物工（橋脚・橋台）については以下のとおり、新設に限り、等級及び施工規模を問わず、原則、発注者指定型で発注することとする。

ただし、ICT施工等の費用計上が認められない事業は除く。

表－1 ICT土工、ICT舗装工

工種	等級	土工量（舗装面積）		
		3,000m ³ (m ²) 未満	3,000m ³ (m ²) 以上 5,000m ³ (m ²) 未満	5,000m ³ (m ²) 以上
土工 （一般土木）	A級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ICT）	発注者指定型 （ICT）
	B級	受注者希望型		
	C級			
舗装工 （一般土木 または舗装）	A級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ICT）	発注者指定型 （ICT）
	B級	受注者希望型		
	C級			

※ 施工箇所が点在する場合は、発注単位でなく、個別の施工箇所の土工量で判断する。

- 土工以外は、従来どおり規模の大きい案件を発注者指定型で発注する。
- 発注者指定型以外は、基本的に受注者希望型により発注する。

表－2 ICT構造物工(橋脚・橋台)

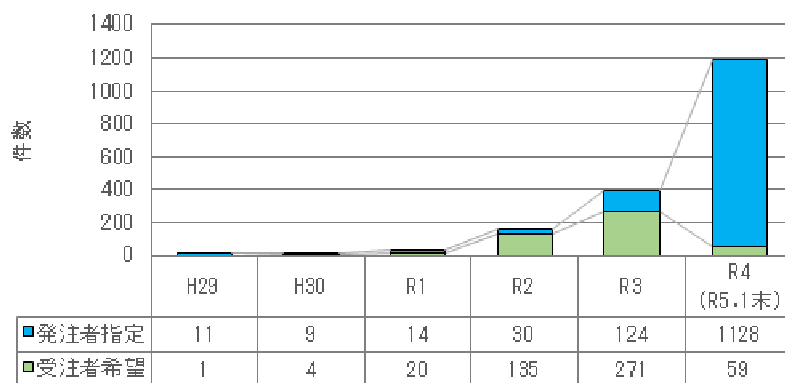
工種	等級	施工規模
		不問
一般土木	A級	発注者指定型 (ICT)

- 新設の場合に限る（補修・補強は対象外）。

2 週休2日制工事

(1) 現状

- 本工事（モデル工事）の実施状況（予定も含む）は以下のとおりである。



※ R4年度の受注者希望型件数は、R3年度公告工事のうち、R4年度に受注者が希望し、協議が整った工事件数

(2) 令和5年度の発注方針

① 建設部所管事業、農林水産部所管事業 共通

- 原則全ての工事で週休2日制工事を実施するものとする。

また、振替休日を認める準完全週休2日区分を新設し、働き方改革の更なる推進を図る。

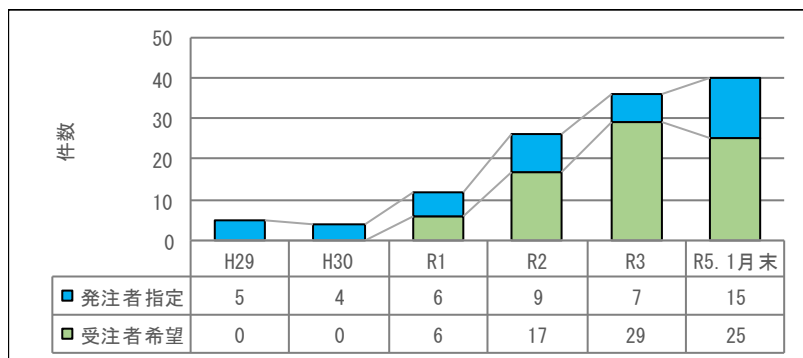
なお、週休2日制工事の対象外については、各部課の運用によるものとする。

- 全ての工事で、当初積算時に4週8休達成を前提とした補正を行い、現場閉所の達成状況に応じて見直しを行う。

3 女性技術者活躍モデル工事

(1) 現状

- 本モデル工事の実施状況は以下のとおりである。



(2) 令和5年度の発注方針

女性技術者の人数及び在籍企業数は地区によって偏りがあるため、実態を考慮し、取組を更に推進する。

① 建設部所管事業

- 主に受注者希望型による運用とし、由利・平鹿・雄勝地域振興局は発注者指定型を2件以上、秋田・仙北地域振興局は発注者指定型を3件以上とする。

② 農林水産部所管事業

- 主に受注者希望型による運用とし、県央(秋田・由利地域振興局)、県南(仙北・平鹿・雄勝地域振興局)の地域毎で発注指定型を3件以上とする。

※県北地域は災害復旧工事により、技術者不足が懸念されることから、受注者希望型による運用とする。ただし、発注者指定型による発注を妨げるものではない。

4 遠隔臨場

(1) 令和5年度の実施方針

① 建設部所管事業

以下に該当する場合は遠隔臨場の実施を原則とする。ただし、通信環境等により遠隔臨場の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。

- 予定価格が4千万円以上の一般土木工事
- 当初設計にてボーリング調査を5孔以上実施する地質調査業務